平成２４年（フ）第６７号
茨城県北茨城市中郷町汐見ケ丘８丁目103番地７
破産者　小室　　歩
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第６８号
茨城県北茨城市磯原町磯原４丁目40番地
破産者　細島　三貴
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第３号
千葉県鎌ケ谷市丸山１丁目18番71号　セイントピア鎌ケ谷大仏208、開始決定時の住所長野県松本市蟻ケ崎５丁目３番36号　パークヒルズ蟻ケ崎１－Ａ
破産者　清水口健一
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７４３９号
大阪府摂津市鳥飼上１丁目14番26号、開始決定時の住所大阪府高槻市緑が丘２丁目13番18号
破産者　山本　仁志
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１９１号
大阪府箕面市桜５丁目６番17号
破産者　佐茂　孝司
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４５１号
大阪府東大阪市高井田元町１丁目７番28号
破産者　増田　重治
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５３６号
大阪市阿倍野区王子町４丁目１番102―311号、開始決定時の住所大阪市住吉区帝塚山西２丁目１番20号　帝塚山ガーデンズ204号
破産者　髙谷美惠子
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６２９号
大阪府高槻市安満新町１番13号
破産者　坂井　　修
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７７０号
大阪市住吉区苅田５丁目６番23号　エテルノフィオーレ405号、前住所堺市堺区甲斐町東２丁１番12号
破産者　ファッション　ギャラリー　ヨットこと　原田　憲一
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１９号
大阪府吹田市山田西１丁目23番　千里山田西Ａ11棟５階0504号室、開始決定時の住所大阪府吹田市岸部北５丁目３番12―513号
破産者　アントローランこと　辻井　啓三
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０６０号
京都府京都市左京区田中大堰町50―23　吉村政高方、開始決定時の住所大阪府寝屋川市太秦中町18番３号
破産者　福田　臣吾
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４７４号
大阪市阿倍野区相生通２丁目11番７号　202号
破産者　和田　好弘
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５３５号
大阪市淀川区東三国６丁目21―30―206、住民票上の住所大阪市浪速区大国１丁目７番18―404号
破産者　吉永　敏弘
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６７０号
大阪市此花区高見１丁目８番17―604号
破産者　芳賀　健二
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６７９号
大阪市港区市岡元町１丁目２番43号　共進境川ビル５Ｆ
破産者　幸村　慈子
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０２３号
大阪市住吉区殿辻２丁目７番１号　吉田マンション１階、前住所大阪市平野区長吉長原東１丁目３番４―408号
破産者　坂口　勝延
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１７０号
大阪府茨木市学園町３番６―904号
破産者　坂本　誠治
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部